

あなたも、今から年金を増やせます!!

1
60歳からの
任意加入で
年金額を
増やす!

60歳になってからお申し込みください

国民年金から老齢基礎年金を満額（平成21年度79万2,100円）を受け取るためには、保険料を20歳から60歳になるまで40年間納めなければなりません。

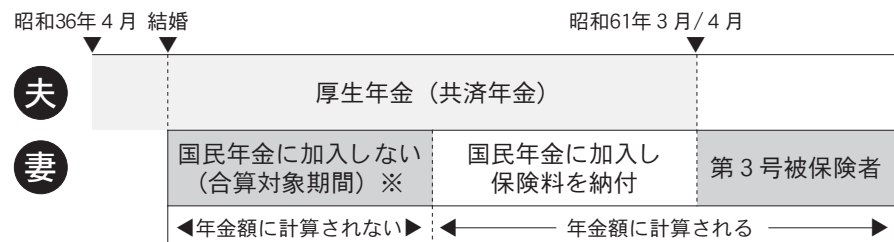
しかし、昭和61年3月以前の会社員等（厚生年金、共済組合加入者）の被扶養配偶者や、平成3年3月以前の学生は、国民年金の加入が任意でした。

そのため、この間国民年金に未加入の方は、満額の年金を受け取れません。

そこで、60歳から65歳になるまでの5年間、国民年金に任意加入することで65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

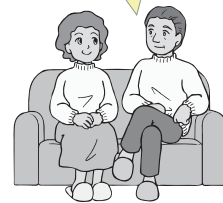
会社員等の被扶養配偶者の場合

会社員等の配偶者は、昭和36年4月から昭和61年3月まで国民年金の加入が任意でした。



※合算対象期間とは、国民年金に任意で加入できる期間に加入しなかった期間をいいます。老齢基礎年金を受け取るための受給資格期間（原則として25年）には計算されますが、受け取る年金額には計算されません。

60歳になったら
申し込みの手続きを
しようか



2
月々プラス
400円
(付加年金)で
増やす!

第1号被保険者および任意加入被保険者の方は、希望によりご利用になれます。

月々の定額保険料に付加保険料（400円）をプラスして納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金の年額に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

●付加年金（年間受け取り額）の計算式

$$200円 \times \text{付加保険料納付月数}$$

●付加年金納付額と受け取り額早見表（抜粋）

付加加入年数と 保険料納付額	付加年金受け取り額 (年額)	2年間で受け取る 付加年金額
1年 4,800円	2,400円	4,800円
5年 24,000円	12,000円	24,000円
10年 48,000円	24,000円	48,000円
15年 72,000円	36,000円	72,000円
20年 96,000円	48,000円	96,000円
25年 120,000円	60,000円	120,000円
30年 144,000円	72,000円	144,000円
35年 168,000円	84,000円	168,000円
40年 192,000円	96,000円	192,000円

2年間で納めた保険料と
同額になりその後はお得です。

手続きは、
役場町民課国民年金担当窓口で(☎27—2321)

- 1カ月でも1年でも自由に加入でき、やめることができます（届出が必要）。
- 手続きした月の分から納めることができます。
- 支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。
- 国民年金基金に加入している方は、申し込みできません。
- 第3号被保険者の方は、申し込みできません。

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介しています。

国民年金保険料の免除申請を希望される方へ

1 国民年金保険料について

- 口座振替されている方は、社会保険事務所で口座振替辞退の届出をしてください。免除が承認された場合、一時的に口座振替は停止となりますが、承認期間が終了した時点で再開となります。
- 申請前に納付された保険料は、お返すことはできません。なお、納付された保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。

2 申請後のチェックポイント

